

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年1月24日

【会社名】 株式会社大阪第一食糧

【英訳名】 THE OSAKA DAIICHI RICE DEAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 市丸 勝一

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号

【電話番号】 06(6567)2681(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 加藤 恭則

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号

【電話番号】 06(6567)2681(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 加藤 恭則

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 72,550,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,451株	完全議決権式株式であり、当社における基準となる株式であります。なお、当社の発行する全部の株式については、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条において定めております。単元株式数は1株であります。

(注) 1. 平成25年1月23日(水)の臨時株主総会決議によっております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株式割当			
その他の者に対する割当	1,451株	72,550,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,451株	72,550,000	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
50,000		1,451株	平成25年2月1日		自平成25年2月1日 至平成25年2月28日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込の方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込を行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大阪第一食糧	大阪市浪速区桜川三丁目7番12号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪西支店	大阪市西区新町一丁目9番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

72,550,000	72,550,000
------------	------------

- (注) 1. 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。
2. 本自己株式処分に係る諸費用はありませんので記載しておりません。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式の処分により調達する資金については平成25年2月末までにおいて、米穀売買及び製造のための原材料の購入資金に全額充当することを予定しております。なお、実際の支出までは、当社の預金口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要

名称	伊藤忠食糧株式会社
本店の所在地	東京都港区南青山一丁目1番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 公山 隆
資本金	400,000,000円
事業の内容	甘味料・小麦粉・油脂・米穀・製菓原料・飲料原料などの食料原料の国内販売
主たる出資者及びその出資比率	伊藤忠商事株式会社(100%)
直近の有価証券報告書等の提出日	該当事項はありません。

上記は平成24年12月31日現在です。

提出者と割当予定者との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 3,122株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	売買基本契約を締結(平成11年10月1日締結)しており、取引があります。	

提出者と割当予定先との間の関係は、平成24年12月31日現在のものです。

割当予定先の選定理由

従来から仕入、販売並びに精米加工等において、相互のシナジー効果を追求しており、更なる資本提携や業務提携の強化を図るためであります。

割り当てようとする株式の数

普通株式 1,451株

株券等の保有方針

割当予定先からは、資本・業務提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する方針であることを確認しております

払込みに要する資金等の状況

割当予定先である伊藤忠食糧株式会社の決算書（平成24年3月31日現在）の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みに要する資金の確保はあるものと判断しております。加えて、割当予定先が本自己株式処分の払込に要する相当の財産を有していることにつき、ヒアリング等を通じて確認いたしております。

割当予定先の実態

伊藤忠食糧株式会社については、従来から当社と仕入、販売並びに精米加工等において、相互のシナジー効果を追求しており、経営陣の資質、同社の社風などについては、そうした取引関係を通じ承知しております。

また、同社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（平成24年6月22日）において、当グループの社内規範として、反社会的勢力には毅然と対応し、利益供与等は一切行わない旨をコンプライアンス規程に定めていることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

本会社の株式を譲渡により取得するには、定款第9条により、取締役会の承認を要する。

3【発行条件に関する事項】

処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、当社は株主総会決議に基づく自己株式の取得を従来から1株当たり一律50,000円により行っていることから、既存株主と割当予定先株主との間での公平性を確保するため、今回の割当につきましても1株当たりの処分価額は50,000円としております。

処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

伊藤忠食糧株式会社に割当てる株式数は、1,451株であり、本自己株式処分前の当社発行済株式16,383株の8.86%（議決権の総数14,922個の9.72%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、割当予定先との関係強化により、顧客に対するシステム運用管理業務の領域において同社と共同提案等の機会を促進することで、売上収益の増大に結びつくことが株主価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）
伊藤忠食糧株式会社	東京都港区南青山1-1-1	3,122	20.92	4,573	27.93
テーブルマーク株式会社	香川県観音寺市坂本町5-18-37	820	5.50	820	5.01
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1-8-3	250	1.68	250	1.53
大阪第一食糧役員持株会	大阪市浪速区桜川3-7-12	166	1.11	166	1.01
畔内 惣一	大阪市東淀川区	103	0.69	103	0.63
道家 一義	大阪府貝塚市	80	0.54	80	0.49
株式会社梅田東米穀店	大阪市北区中津3-1-19	72	0.48	72	0.44
奥ノ 博久	大阪府泉佐野市	60	0.40	60	0.37
天満食糧株式会社	大阪市北区堂島3-2-3	57	0.38	57	0.35
小澤 勝彦	大阪市大正区	55	0.37	55	0.33
計		4,785	32.07	6,236	38.09

（注）1．平成24年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年12月31日現在の総議決権数に、本自己株式処分（処分株式数1,451株）により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】
該当事項はありません。

第2【統合財務情報】
該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】
該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等リスクについて

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年1月24日）までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年1月24日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）の提出日（平成24年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年1月24日）までの間において臨時報告書を提出しております。当社は、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書提出を平成24年6月26日に近畿財務局長に提出しております。

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年6月22日

(2) 報告内容

異動に係る監査公認会計士等の名称

選任した監査公認会計士等の名称

田中 伸治

退任した監査公認会計士等の名称

池田 和史

異動の年月日

平成24年6月22日（第12回定時株主総会）

退任した監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成19年6月27日

退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社の会計監査人であった池田和史は、平成24年6月22日開催の当社定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしましたので、新たに田中伸治を会計監査人として選任したものであります。

上記の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任した監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	平成24年6月26日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第13期中)	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	平成24年12月26日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月26日

株式会社大阪第一食糧
取締役会 御中

田中 裕公認会計士事務所
公認会計士 田中 裕 印
田中伸治公認会計士事務所
公認会計士 田中 伸治 印
松岡宏治公認会計士事務所
公認会計士 松岡 宏治 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大阪第一食糧の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大阪第一食糧の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は当中間会計期間末日後に自己株式を取得した。
当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲には BRL データ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

株式会社大阪第一食糧
取締役会 御中

田中 裕公認会計士事務所
公認会計士 田中 裕 印
池田和史公認会計士事務所
公認会計士 池田 和史 印
松岡宏治公認会計士事務所
公認会計士 松岡 宏治 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大阪第一食糧の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪第一食糧の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。